

朝霞市教育委員会規則第3号

朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則（平成4年朝霞市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「変更の許可」の次に「及び附属設備の使用の許可」を加え、「使用申請書」を「申請書」に改める。

第4条及び第6条中「使用許可書」を「許可書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

申請書

年 月 日

氏名（団体名）

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

施設使用の申込を下記のとおり申請します。

署名欄	
-----	--

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的 （催し物名）・備品	基本使用料 （円）	減免金額 （円）	支払料金 （円）
	使用料合計			

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

許可書

年 月 日

氏名 (団体名)

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

使用施設の申込を下記のとおり許可します。

(指定管理者) 印

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的 (催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
	使用料合計			

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。